

年金事務所 からの お知らせ

令和3年度 算定基礎届（定時決定） について



事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。

今年度の「算定基礎届」につきましては、令和3年6月中旬より順次、事業主へ送付いたします。「算定基礎届」に同封される「算定基礎届の記載例」や日本年金機構ホームページをご参考のうえ、適正な届出と提出期間内でのご提出をお願いいたします。

【提出期間】 令和3年7月1日（木）～令和3年7月12日（月）

【提出方法】 郵送（同封される返信用封筒をご利用ください。）または電子申請
※ 管轄の年金事務所への持参も可能です。

なお、算定基礎届事務説明会の開催はありませんので、「算定基礎届」の作成等については、本誌4・5頁もご参照下さい。

1 令和3年4月から賞与支払届等に係る総括表が廃止となります

この度、厚生年金保険の適用事務に係る事業主等の事務手続きの利便性向上を図る目的から、賞与支払届・算定基礎届の提出の際に添付していた総括表を廃止します。

※令和3年4月1日以降提出分から、総括表の添付が不要となります。

<廃止となる総括表>

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表（2を参照）
- 船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表（2を参照）
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届総括表

2 令和3年4月から賞与不支給報告書を新設します

日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書をご提出ください。

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書
- 船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書

※賞与が不支給であった場合にご提出ください。不支給の場合は、賞与支払届の提出は不要です。

※新設する不支給報告書の様式は、日本年金機構HPへ掲載しております。

なお、支払予定月を登録している事業所様には、支払予定月の前月に報告書用紙をお送りします。